ごあいさつ


会長　川畑 清夫

一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会は、平成 26 年の設立以来、今日まで協会及び会員が一丸となって災害復興支援に関する業務に取り組み、令和 6 年 4 月 1 日で設立 10 周年となりました。

設立時の主たる業務は「東日本大震災の復興支援」に係るもので、具体的には福島第一原子力発電所の事故による「中間貯蔵施設整備事業」に関連する用地補償及び用地補償関連業務でした。

当協会は、協会の総力を挙げて全面的に支援させていただき、現在、整備事業計画用地 1,600 ヘクタールの約 80 パーセント以上の用地が確保されており、復興支援の一助を成し得たのではないかと思っております。

また、平成 28 年の熊本地震以降、度重なる災害において「公費解体関係支援業務」を実施してきており、特に、令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨災害に係る当該業務では被災範囲も広く業務量も非常に多いため、協会一丸となって取り組んできたところです。

これまでに当協会が「公費解体関係支援業務」で対応した件数は、20 道県 81 市町村で 56,000 件を超えており、着実にその使命を果たしてきているものと考えます。

現在、南海トラフ地震等の巨大地震の発生が予測されており、今後の予測不能な大規模災害の発生の虞を思うと、当協会の置かれている立場の重要性を益々強く感じるところです。

当協会としては、これまでの実績・経験から得た知見等に基づき、会員への研修等を通じて、協会としての能力の向上を更に図ってまいる所存です。

令和８年２月

協会のご案内

協会設立の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災直後の同年 4 月に社団法人日本補償コンサルタント協会（以下「補償コン協会」）に「東日本大震災対策本部」が設置されました。平成 25 年 5 月には復興事業に本格的に対応するため、これが「東日本大震災復興支援本部」に改組されて、復興事業（主に福島第一原子力発電所事故による用地補償関連業務）の対応が進められたところです。

その後、補償コン協会に環境省から「中間貯蔵施設設置に伴う用地買収に関する業務」についての相談があり、業務内容の規模等を検討したとき、当時の「東日本大震災復興支援本部」の組織では到底対応が困難と判断されたことにより、復興支援のための専門組織として、平成 26 年 4 月に一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下「当協会」）が設立されたものです。

このことから、平成 26 年 9 月には補償コン協会で受託していた震災関連業務の全てを当協会が事業譲渡を受け、復興支援に関する業務は全て当協会で実施していくことになりました。